

様式 1

研究報告書（平成 28 年度）

提出者 辻本 登志子

提出年月日 2017 年 3 月 31 日

【本ユニットにおける研究テーマ】

和文 アジアにおける「多文化共生」と「ジェンダー平等」が交差するところ：フィリピン人移民女性に注目して

英文 Exploring the intersections of “multiculturalism” and “gender equality”: Through the lenses of Filipino migrant women

【研究のねらいと目的】（600 字程度）

今年度から科研費基盤（C）（課題名：韓国のフィリピン女性エンターテイナーをめぐるジェンダー・ポリティックスの研究、16K020349）の研究助成を受け、韓国におけるフィリピン人女性の移住労働と人身売買に関する研究を開始した。1990 年代半ばからフィリピン人女性が歌手として韓国へ移住し、同国のキャンプ・タウンや地方都市の外国人専用遊興飲食店で働いて来たが、彼女らは雇用主からの監禁や売春の強要等により、時に人身売買の被害者にもなってきた。このような 20 年以上にわたって繰り返されてきた現象をめぐる「移住労働か、それとも人身売買なのか？」という論争を、実態に基づいて解明する。そして、フィリピンと韓国の外国人エンターテイナーに関する移民政策をはじめとして、政府機関や民間エージェント、彼女たちが働く外国人専用遊興飲食店の雇用主、そして NGO 等の複数の主体にも注目し、いかにフィリピン人女性の移住や人身売買の構造、そしてそれらをめぐる論争が形成されてきたのか明らかにすることを目的とする。

また、2004 年以降、韓国で施行されたすべての性売買を禁止する「性売買防止法」のように、「ジェンダー平等」に根ざし制定された法律が、性売買に従事する一部のフィリピン人女性たちに与える影響についても明らかにしようとする。このことを通して、最長二年間の短期滞在しか認められず、韓国社会におけるシティズンシップが否定されながら性産業で働いてきたフィリピン人女性の人権と、韓国女性を念頭に置いて構築されてきた「ジェンダー平等」との乖離についても焦点を当てようとするものである。

【研究業績】 学会報告・論文など

1) 2016 年 10 月 29 日「国際移住労働と人身取引における『被害者性』をめぐる：在韓フィリピン女性エンターテイナーの事例から」セックスワーク・セミナー（京都大学）

2) 2016 年 12 月 22 日「人身売買被害に見る『強要された自発性と共犯性』」京都大学アジア研究教育ユニット(KUASU)研究員学際融合コロキウム

【成果の概要】（800 字程度）

今年度は、上記の研究プロジェクトのために、韓国で二回（2016 年 8～9 月、11～12 月）、フィリピンで

一回のフィールド調査（2017年2～3月）を実施した。韓国のフィールド調査では、同国のキャンプ・タウンや地方都市の外国人専用遊興飲食店で歌手として働いている/働いていたフィリピン人女性たちに聞き取りを行っただけでなく、強制売春や人身売買の被害を受けたとしてフィリピン人女性が雇用主を訴えた事件の捜査を担当した検察官、移住女性に対する相談活動や支援活動を行う NGO スタッフ、そして弁護士などにも詳細なインタビューを行った。非常にセンシティブなイシューのため、韓国政府関係者への聞き取りへの許可が下りなかったが、今後も可能な限りアプローチを続けていく予定である。

フィリピンでのフィールド調査では、人身売買捜査や被害者支援、そして人身売買予防に取り組んでいる政府機関（例、法務部傘下にある Inter-Agency Council Against Trafficking, National Bureau of Investigation, そして労働部傘下にある Philippine Overseas Employment Administration）や NGOs (Kanlungan Centre, Coalition Against Trafficking in Women)、そして韓国へ日本等にフィリピン人女性を送り出したことのある現地プロモーターにも聞き取りを行った。人身売買を非常に厳格に定義し、被害者支援のための先駆的な法体系を有するフィリピンであるにも関わらず、ただ一人を除いて聞き取りを行った政府関係者は、韓国で女性たちが直面している人身売買の問題について把握していないということも明らかになった。

韓国とフィリピンでの調査活動を通して、移住労働と人身売買とのグレーゾーンを助長しているのは、必ずしも違法なブローカーや犯罪組織だけでなく、人の移動を規定している政策や政府機関であることも見えてきた。また、人身売買の被害に遭ったフィリピン人女性に対する「自己責任」言説は両国で根強く、「ジェンダー平等」の実現をうたう「性売買防止法」は、むしろ移民女性を「犯罪者」に仕立て上げているという矛盾も看過できない課題として認識された。



写真左) フィリピンの National Bureau of Investigation の Anti-Human Trafficking Division

写真右) フィリピンの Inter-Agency Council Against Trafficking によって、高架鉄道駅改札口で掲示されていた人身売買への注意を喚起する公共広告